

『報告書』の骨子（骨組み）（案）

◆『報告書』の項目及び記述内容のポイントについて、次のとおり案を示す。

- 1 項目はⅠ～Ⅵまでの6項目とする。
- 2 項目ごとの記述内容の要点は、次のとおり。

項 目	記述内容の要点
Ⅰ 検証委員会の設置 Ⅱ 事案の概要 Ⅲ 検証する課題の整理	○委員会で整理した事実・データ、を抜粋して記述する。
Ⅳ 補助事業者としての県の対応の検証	○委員会において確認した事実及び委員会（委員）の意見、を整理して記述する。
Ⅴ 緊急雇用創出事業の適切な執行管理のあり方	○制度面と運用面において、県の取組みの基盤となるか考え方や具体的な取組み、今後整備すべき仕組みに関する委員会（委員）の意見、を整理して記述する。
Ⅵ 総括	○委員会の活動成果を概説して、委員会としての総意、を整理して記述する。
巻末に資料編	○委員会資料などを抜粋して掲載

I 検証委員会の設置

■補助事業者としての県の対応を検証するとともに、事業の適切な執行管理のあり方を検討することを目的として設置した。

■委員会を〇回（現時点で5回の見込み）開催し、現地調査及び聴き取りを1回実施した。

【関連資料】

- ・ 県議会における商工労働観光部長の答弁
- ・ 設置要領の抜粋：第1 趣旨及び設置、同 第2 所掌事務
- ・ 各検証委員会の協議の要約

II 事案の概要

■山田町は、平成23年度、24年度の2か年に渡り県から緊急雇用創出事業補助金の交付を受けて、失業者を雇用して町の震災復興支援を行う委託事業「山田町災害復興支援事業」(町事業名 23年度：山田町災害復興支援事業、24年度：復興やまだ応援事業)を行った。委託の相手方は、震災直後に支援活動を行うため北海道から同町に来た特定非営利活動法人大雪りばぁねっと。(旭川市 代表 岡田栄悟) (以下、「NPO法人」という。)である。

■23年6月、物資センター運営のため、雇用創出(計画、以下同じ)7人、事業費15,000千円で始まった委託事業は、その後5回の変更契約を行い、最終的に雇用創出144人、事業費430,593千円となった。事業を継続して委託契約した24年度は、雇用創出144人、事業費791,417千円となったが、24年11月までに町から前払いを受けた事業費を使い切り、同12月に雇用していた従業員全員を解雇した。

24年度事業に係る町及び県の完了検査の結果、事業との関連が確認できない支出や制度に違反する支出があり、町が支払った委託料7億9千万円余のうち5億2百万円余が補助対象外として町の負担となった。24年度の経緯を踏まえ、県は23年度事業費について再確認を行い、支出証憑に加えその内容を精査した結果、補助金支出済額4億3千万円余のうち1億67百万円余を補助対象外と確定し町に通知した。これについては、25年度内に返還を求めることとし、今後手続きを行う予定である。

【関連資料】

- ・第1回検証委員会資料No.2 山田町緊急雇用創出事業と県の対応の概要
- ・同 参考 平成23年度及び平成24年度補助金に係る手続の経過

Ⅲ 検証する課題の整理

■第1回委員会において、次の5項目のたたき台を示し、了承された。

検証する課題	検証の視点
1 平成23年度補助事業計画の審査	○県の審査・手続は、適正であったか。
2 平成23年度補助事業の進捗管理	○県の山田町に対する指導は、適正であったか。
3 平成23年度補助事業の完了確認	○県の確認作業・手続は、適正であったか。
4 御蔵の湯	○県が補助対象として認めた過程は、適正であったか。 ○設置計画に県は関与していたのか。
5 平成24年度補助事業計画の審査	○県の審査・手続は、適正であったか。

【関連資料】

- ・検証する課題の整理（第1回検証委員会 資料No.3）

IV 補助事業者としての県の対応の検証

1 平成23年度補助事業計画の審査

委員会において確認した事実	委員会における委員の意見
<p>○県は、国の実施要領等で定める事業要件に合致しているか否かという視点で、市町村の事業計画書を審査していた。</p> <p>○市町村が事業を委託している場合は、事業の実施に当たっては、市町村自身においても、違法性や補助事業としての適格性は確保して進めていることを想定して、それを前提に県としての事務を行っていた。</p> <p>○審査の主な判断基準は、事業費については人件費率が2分の1以上であること等で、事業内容の裁量性が高いため人件費以外の経費について細部の内容を説明する資料を求めてはいなかった。</p> <p>○事業計画の変更の審査においても、上記と同様であった。</p> <p>○北海道及び東北5県の事務処理の状況を調査（以下「他県調査」という。）した結果、岩手県と同様に、事業計画の審査は事業要件を満たしていることの確認を中心に、事業費は計画書記載の範囲内で審査を行っていた。</p>	<p>□県の取組みは北海道及び東北5県の取組みと比べても、一般的な審査体制にあった。</p> <p>□他県の例を参考に、改善できることは改善していく視点が必要である。</p> <p>□事業費の支出内容の妥当性については、補助要件に合致しない可能性がありそうな場合以外は、必要性の有無にまで深く立ち入ることはしていないので、疑義がある場合は、個別に確認する必要もあるのではないかと。</p>

【関連資料】

「山田町災害復興支援事業等検証委員会設置要領」

検証課題ごとの県の基本的な考え方（追加資料）

緊急雇用創出事業の審査等に係る各道県比較結果（第3回検証委員会 資料No.3-1）

2 平成 23 年度補助事業の進捗管理

委員会において確認した事実	委員会における委員の意見
<p>○県は補助金交付契約書に基づき、9月末における事業全体の遂行状況について一覧表形式で報告を受けて、計画とのズレがないかを確認する進捗管理を行っていた。</p> <p>○県は通常は、個別事業の実施状況に直接関与することはないが、当該事業については、多数の雇用を創出する事業であること、事業費規模が大きいことから、例外的に県の担当者が町のみならず受託者である NPO 法人へも直接助言を行った。</p> <p>○補助金を受けて委託事業を行う場合の委託先に対する指導権限は、補助金を交付する県には無く、発注者である町にある。</p> <p>○他県調査では、年度途中に市町村に対する検査を行っているのは福島県と岩手県のみであった。</p>	<p>□県は、他県の取組みと比べても一般的なチェック体制がとられていた。</p> <p>□この事業について、県は 23 年 12 月の三者の話し合い、24 年 3 月の指導という通常行わないことを実施していたが、本来 NPO 法人に対して助言すべきは町の役割で、県も共通認識をもって NPO に助言すること自体は否定されるべきではないが、その際も必ず町を通すか三者同席で行うべきであった。</p> <p>□県の役割として、町や NPO 法人に指摘をただけに止まるのではなく、事業主体である町が事業受託者である NPO 法人がきちんと実行しているかどうかの確認を行っているかまで、もう一歩踏み込んで確認するとよかった。</p>

3 平成 23 年度補助事業の完了確認

委員会において確認した事実	委員会における委員の意見
<p>○県は、完了検査チェックシートにより書類の提出を求め、人件費については雇用契約書や賃金台帳等により支払事実と金額を、人件費以外は領収書等と突合して確認した。</p> <p>○支出に関する書類間の整合性確認や支払相手に対する調査まではしていない。</p> <p>○検査時に市町村に提出（示）を求めチェックする書類は4道県と同じ、より簡易な内容が2県である。</p> <p>○当該事業は5億円を超える事業で今後会計検査院検査も予想されるとの認識で平成 23 年 12 月と平成 24 年 3 月に指導したが、完了検査は通常の日程と人員で行った。</p>	<p>□一般的な平時のルールの実用としては今回の検査の方法で妥当だったとして、いろいろな兆候があったので、その一般的な平時のままのルールを貫き通しただけでよかったのかという疑問がある。</p> <p>□福島県が事業費が多額の場合は抽出して中間検査を行っている、という事例がある。</p> <p>□県は、一般的な対応とは別の十分な注意に基づく踏み込んだ対応をするべきだった。</p>

4 御蔵の湯

委員会において確認した事実	委員会における委員の意見
<p>○県は、御蔵の湯が実際に整備されている状況を平成23年11月に把握した。</p> <p>○県は、12月の開所式の際は、「鉄骨等リースで約2千万円、人件費及び光熱水費は緊急雇用創出事業費対応」と町から説明を受けていた。</p> <p>○県は、平成23年度事業の完了検査の精査で「材料費が建築工事に該当するのではないか」と担当が疑義を持ち、組織内で検討を行った。</p> <p>○検討の過程で、町に照会したところ、「リース物件であること、将来、解体し返却するものであること」という回答を受け、県は補助事業対象として認めた。</p>	<p>□23年度の御蔵の湯の事業費の材料費とリース料の合計額は、明らかに高額であると思う。そのことについて気付けたのではないか、少なくとも、不適切性が表れていると思う。</p> <p>□県と町は、それぞれが有する情報を共有しながら疑念や不安について相談して、それぞれの責任と役割を整理して、取組む必要があった。</p>

5 平成 24 年度補助事業の計画の審査

委員会において確認した事実	委員会における委員の意見
<p>○県は、24 年度事業について 23 年 12 月から計画策定作業を開始、24 年 1 月に市町村から報告を受け、事業要件等に関する内容をチェックして問題なしと判断し、3 月 23 日に内定を通知した。</p> <p>○平成 24 年度事業計画申請の審査では、平成 23 年度事業遂行状況を理由とした事業中止は検討していなかった。</p>	<p>□一般的な平時のルールの実用としては今回の審査の方法で妥当だったとして、いろいろな兆候があったので、その一般的な平時のままのルールを貫き通しただけでよかったのかという疑問がある。</p> <p>□当該年度の完了確認をしている過程において、業務遂行に懸念がある事業者に係る翌年度の計画審査を行う場合の仕組みを考える必要がある。</p> <p>□県と町は、それぞれが有する情報を共有しながら疑念や不安について相談して、それぞれの責任と役割を整理して、取組む必要がある。</p>

V 緊急雇用創出事業の適切な執行管理のあり方

委員会における委員の意見	
制 度	運 用
<p>□今回の事案を一般的に起こり得るケースとしたとしても、市町村やNPO法人に過度な負担をかけることは、補助金適化法の過剰介入や責任の曖昧化につながるので、避けるべきである。</p> <p>□制度面では、県、町、NPO法人（受託者）の役割・責任を明確にしながらも、情報伝達と情報共有の明確な仕組みも整備することが必要である。</p>	<p>□県は、緊急雇用創出事業の補助事業者として、補助事業への“関わり方”を見直す必要がある。</p> <p>□事業費が多額であったことから県は本来の事務処理には無い指導を行ったが、町が主体的にNPO法人を指導する“仕組み”があれば、NPO法人が事業を休止する前に対応できた可能性がある。</p> <p>□県は補助事業者として、市町村から要請を受けて市町村の調査を強化できるように支援する方法や、市町村と受託者とのコミュニケーション強化による問題発生の防止という方法もある。</p> <p>□市町村が事業実施に関し責任をもって解決するという主体性と、県が同じ立場に立って助言するなどの情報共有を密にすることが大切である。</p> <p>□県、市町村、事業受託者の三者がお互いに相談や情報共有を行うことで、単なる縦割りではない、生きた役割と責任となる。</p>

VI 総括

委員会における委員の意見	
制 度	運 用
<p>□事業計画の審査、進捗管理及び完了確認について、県は、国の実施要領などに従って手続を行ったこと、北海道・東北5県の手続と比べても同様あるいはより細かな審査を行っていることから、通常の手続の視点では、適正であったと考えられる。</p> <p>□緊急雇用創出事業を実施して、山田町の人々の暮らしや生活の維持・改善を最優先事項として、県や町が判断したことは正しい判断だった。</p> <p>□今後の対応策の検討に当たっては、市町村や受託者に過度な負担をかけることは避けるべきであり、県と市町村の責任を明確にする意味からも、県が過剰に関与することは適当でない。</p> <p>□補助事業者である県は市町村に制度の正確な理解を啓発し、市町村は事業の執行状況を管理し、事業受託者は適切な事業遂行する関係の中で、三者が情報共有しながら、それぞれの責任と役割を確実に発揮するべきである。</p>	<p>□町が事業委託したNPO法人の杜撰な管理・運営に対して指導・チェックできる機会があったが、その機会を生かすことができなかった。</p> <p>□県は、町及びNPO法人に対し事業運営に関する指導を行っており、一般的には行わない特別の対応を行っていることを考えると、完了検査や次年度の事業計画の審査において、通常のルールに基づく対応とは異なる対応が必要である。</p> <p>□県は、指導に従い改善が行われるはずであるという一般的な前提に立った処理ではなく、十分な注意を払った指導・審査・完了確認等を行う必要があった。</p> <p>□県は今後の適切な執行管理のため、現行のルールを基本としながら、市町村が確認すべき事項を明確にしたうえで県の審査を行うこと、特に注意すべきケースを抽出し対応する仕組みを作っていくこと、が必要である。</p> <p>□県職員及び市町村職員は、行政のプロフェッショナルとしての感覚、意識を持ち目の前の現象にどのように対応するべきか考えることが必要である。</p> <p>□また、組織の中の一員としての意見を確実に発言し、事業目的の実現に努めることが必要である。</p>